

入院中の食事負担額変更について

◇令和7年4月1日から診療報酬改定に伴い入院中の食事負担額が変わります。

入院食事標準負担額

令和7年3月まで	令和7年4月から
1食につき490円	1食につき510円

※但し、次の1及び2に該当する場合には以下の金額になります

1.市町村民税非課税の世帯に属する方などで、標準負担額の減額認定を受けており、

① 過去1年間の入院期間が90日以内の場合

令和7年3月まで	令和7年4月から
1食につき230円	1食につき240円

② 過去1年間の入院期間が90日を超えている場合

令和7年3月まで	令和7年4月から
1食につき180円	1食につき190円

2.1と同様の世帯に属する方などで、老齢福祉年金を受けている場合等

令和7年3月まで	令和7年4月から
1食につき110円	1食につき110円(変更なし)

※手術前の食事の代わりに経口補水液をお出しした場合は、1本200円を頂戴します。

その他ご不明な点は、1階会計窓口へお尋ねください。